

令和4年3月18日

保護者の皆様へ

一宮市子ども家庭部保育課
課長 後藤 真一

保育園等の運営について（お願い）

日頃から、保育園の運営にご協力いただき、ありがとうございます。
保育園の運営について、今後下記のとおり対応させていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 保育料の減額措置について

保育料（0～2歳児）の欠席日数に応じた減額の期間延長

（変更前）：1月21日（金）から3月21日（月）まで

（変更後）：1月21日（金）から3月31日（木）まで

（通常の休園日は、減額の対象にはなりません。）

- ①保育料は、欠席日数に応じて減額したうえで徴収させていただきます。
- ②**4月1日（金）以降は、お休みの日数に応じた減額は行いません**ので、ご注意ください。
- ③保育料は、欠席日数に応じて減額したうえで徴収させていただきます。
- ④お子様の負担のない範囲でマスクの着用をお願いします。また、お子様に咳や発熱等の症状がある場合は、登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

2 登園状況の確認について

上記期間の登園予定を確認したいので、「保育意向確認書」に必要事項を記入のうえ、**3月22日（火）までに各園に提出をお願いします。**

※このお知らせ以前から欠席されている等により、「保育意向確認書」の提出が難しい場合には
在園する保育園に電話にて欠席予定日の連絡をお願いします。

※「保育意向確認書」を提出後、予定が変わった場合は、園にご連絡をお願いします。

3 保育園への連絡について

次の対象者の方が、保健所や病院等から感染者または濃厚接触者等と特定された場合には、
保育園へ速やかに連絡をお願いします。

（1）対象者

①在園児 ②保護者 ③同居家族（兄弟姉妹、祖父母など）

（2）保健所や病院等の判断結果

- ①「濃厚接触者」と特定された場合
- ②「PCR検査対象者」となった場合
- ③「感染者（無症状の場合を含む）」と診断された場合

※園児や近親者の方がPCR検査や抗原検査を受け、新型コロナウイルスの感染が心配される場合は、保健所や医療機関の指示に基づく行動をしていただくとともに、登園は控えていただきますようお願いいたします。

4 保育園の休園について

保育園において、在園児または職員で新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、臨時休園とする場合があります。

<問い合わせ先>

一宮市役所子ども家庭部保育課

(0586) 28-9025 (直通)